

【41】 県境の河川

わが国の都道府県の境界（以下「県境」という）を調べてみます。

現在の都道府県は、明治維新後、74の旧の国々を合併して（分割や一部移管もありましたが）46府県とし、その後、沖縄県を設け、又、東京府を東京都に変更して1都1道2府43県として成立したものです。

従って境界線は基本的に旧国界を引き継いでいます。それぞれの国は、河川沿いの平地と流域を一つの地域として居住圏、経済圏を形成しているので、国界は流域界の山地や山脈になることが多く、河川が国界となっている事例は案外少ないのです。

河川が県境となっているのは、関東平野、濃尾平野、筑後平野などの大河川の流れる広い平野に多いのです。

関東平野では、利根川が北関東の群馬県、茨城県と南関東の埼玉県、千葉県との県境となっています。

特に、利根川下流部の河口の銚子から上流、利根川、江戸川分派点の関宿まで細かい出入りはありますが120kmの河道が左岸側の茨城県と右岸側の千葉県の県境となっており、これは日本一の長い河川県境です。

その次は、濃尾平野で愛知県（尾張）と岐阜県（美濃）の県境となる木曾川で、上流の犬山から河口までおよそ65kmあります。江戸時代に尾張藩が木曾川左岸に大堤防を造ったとき、美濃側の堤防は“三尺低かるべし”と御親藩の威光で強要したという話があります。

河口部の平地の乏しい山地河川の県境の例では、和歌山、三重両県の県境をなす熊野川（新宮川水系）や広島、山口両県境の小瀬川（おぜがわ）があります。小瀬川は、広島県側では木野川（このがわ）と呼ばれていましたが、一級河川名としては小瀬川で代表されました。